

参考配布

平成 26 年 4 月 4 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当)課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令

## 及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、千葉労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、千葉労働局が配布した資料です。

厚生労働省  
千葉労働局発表  
平成26年4月4日

【照会先】  
千葉労働局職業安定部  
需給調整事業課  
課長 石川 和行  
係長 三平 和芳  
電話 043-221-5500

報道関係者 各位

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について

千葉労働局(局長:山本靖彦)は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき特定労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、本日、労働者派遣法第21条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 被処分特定派遣元事業主

名 称	TLC株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 芝崎 通良
所 在 地	千葉県浦安市港 15
届出に関する事項	届出受理番号 特 12-300800 届出受理年月日 平成 19 年 3 月 22 日
処 分 の 内 容 等	別紙のとおり

## TLC 株式会社に対する処分の内容等

### 1. 処分理由

TLC 株式会社（以下「TLC」という。）は、平成 18 年 11 月 1 日から派遣先 A との間で請負と称する契約を締結し、TLC の労働者を、派遣先 A の事業所内において、派遣先 A の指揮命令の下、クレーン操作や鋼材の清掃業務に従事させ、事実上の労働者派遣事業を行っていた。

TLC は、当該労働者派遣事業を行うにあたり、

- 1 平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 3 月 21 日までの間、労働者派遣法第 16 条第 1 項に違反して、厚生労働大臣に特定労働者派遣事業を届け出ることなく、派遣先 A に対し、労働者派遣事業を行っていた。
- 2 平成 19 年 3 月 22 日、労働者派遣法第 16 条に基づく特定労働者派遣事業の届出を行った後も、同法第 26 条第 1 項及び同法施行規則第 21 条第 3 項の規定に違反して、派遣契約の締結に際し、同項各号に掲げる事項の内容及びその内容の組み合わせ毎の派遣労働者の数を定めた上で当該定めた事項を書面に記載しておくことを適正に行わなかった。
- 3 同法第 26 条第 6 項に違反して、派遣可能期間の抵触日の通知を受けることなく労働者派遣契約を締結していた。
- 4 同法第 34 条第 1 項に違反して、派遣労働者に対し同項に掲げる事項を適正に明示しなかった。
- 5 同法第 35 条第 1 項に違反して、労働者派遣を行うに当たり、同項各号に掲げる事項を派遣先 A に通知しなかった。
- 6 同法第 35 条の 2 に違反して、抵触日の一月前の日から抵触日の前日までに派遣先 A 及び派遣労働者に対して当該抵触日以降労働者派遣を行わない旨の通知をせず、派遣可能期間の抵触日以降も継続して労働者派遣を行った。
- 7 同法第 37 条に違反して、派遣元管理台帳を適正に作成しなかった。

また、当該状況下において、平成 25 年 5 月 20 日、派遣先 A の事業所において、TLC の労働者 1 名が、クレーンを用いた鋼材の搬送作業中に労働災害により死亡するという災害の発生に至ったものである。

本件災害の発生について、TLC は適正な労働者派遣又は請負により業務を処理することにより、労働安全衛生法等に係る TLC と派遣先 A との間の安全管理責任関係の明確化を図ることをせず、違法な労働者派遣を続けていたものである。

### 2. 処分内容

#### 1 労働者派遣法第 21 条第 2 項に基づく労働者派遣事業停止命令

TLC 株式会社に対し、平成 26 年 4 月 5 日から平成 26 年 5 月 4 日の間、労働者派遣事業の停止を命ずる。

2 労働者派遣法第 49 条第 1 項に基づく労働者派遣事業改善命令

- ① TLC 株式会社が行っている全ての労働者派遣について、労働者派遣法及び職業安定法に則って適正に行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- (1) 労働者派遣法第 26 条第 1 項
- (2) 労働者派遣法第 26 条第 6 項
- (3) 労働者派遣法第 34 条第 1 項
- (4) 労働者派遣法第 35 条第 1 項
- (5) 労働者派遣法第 35 条の 2
- (6) 労働者派遣法第 37 条

- ② 上記の「理由」の各事項の労働者派遣法違反について、それぞれ、その発生の経過を明らかにした上で、原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- ③ 労働者派遣法、職業安定法等労働関係法令に違反することのないよう、派遣元事業主の責任において、確実な方法により、法令等労働者派遣事業制度の理解の徹底を図るとともに、遵法体制の整備を図ること。

## 参 考

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

（特定労働者派遣事業の届出）

第 16 条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第 3 号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

（事業廃止命令等）

第 21 条

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律（次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（契約の内容等）

第 26 条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 26 条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第 29 条の 2 において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

6 派遣元事業主は、第 40 条の 2 第 1 項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(就業条件等の明示)

第34条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であって当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあっては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

(派遣先への通知)

第35条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となったことの確認の有無に関する事項であって厚生労働省令で定めるもの
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

(派遣元管理台帳)

第37条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。